
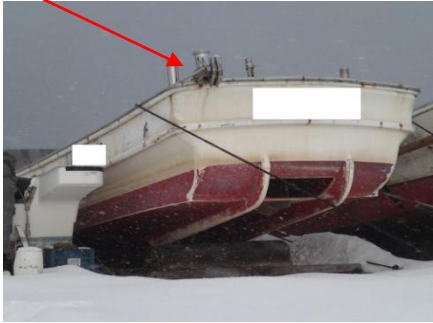


船舶事故調査報告書

平成28年6月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成27年10月16日 13時00分ごろ～17時00分ごろの間）
発生場所	青森県東通村石持漁港北東方沖 尻屋埼灯台から真方位242° 8.0海里（M）付近 （概位 北緯41° 22.1′ 東経141° 18.4′）
事故の概要	漁船幸喜丸は、漁場に向かった後、東通村野牛漁港の港口付近で無人で漂流しているところを発見された。 船長は、石持漁港北東方沖で発見され、死亡が確認された。
事故調査の経過	平成27年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸喜丸、3.0トン AM3-32460（漁船登録番号）、個人所有 11.00m（Lr）×2.84m×0.72m、FRP ガソリン機関、154kW（動力漁船登録票による）、昭和60年8月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月18日 免許証交付日 平成26年2月19日 （平成31年6月7日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西～北西、風力 3 海象：波向 西、波高 約0.5m、海面水温 約17℃ 日没時刻：16時54分
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、平成27年10月16日10時30分ごろ、底建網のはえ網の清掃作業を行うため石持漁港を出港した。 本件船長が所属する漁業協同組合（以下「本件組合」という。）

	<p>は、17時15分ごろ、近隣の漁業協同組合（以下「近隣組合」という。）から、17時00分ごろに野牛漁港の港口付近で無人で漂流している本船を発見した旨の連絡を受け、海上保安庁に通報した。</p> <p>本件組合は、本件船長の捜索を行おうとしたが、日没時刻を過ぎて周囲が暗くなってきていた上に、所属する漁船には照明設備がなかったため、いか釣り漁船が所属する近隣組合に同捜索を依頼した。</p> <p>本件船長は、20時23分ごろ、海面上に団子状に浮いていた浮子ロープに右足が絡んだ状態で発見され、救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>本件船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、近隣組合の漁船により野牛漁港にえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件組合は、僚船の船長から、石持漁港に帰航中、13時00分ごろ本件船長が石持漁港の北東方沖の漁場で底建網のはえ網の清掃作業を行っているところを目撃した旨の報告を受けた。</p> <p>底建網のはえ網の清掃作業は、底建網の設置場所を示す浮子ロープ、アンカーロープ及びはえ網の順序にドラムで巻き上げ、甲板上に環状に束ねながら同網の掃除を行い、清掃作業後は巻き上げとは逆の順序で海中に投入させていた。</p> <p>本船は、ドラムが左舷船尾側及び船首部中央の2か所に設置されていた。（写真1、写真2参照）</p> <p style="text-align: center;">ドラム</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 写真1 本船（船首） 写真2 本船（船尾） </p> <p>本船は、発見された際、ドラムは停止し、機関は中立の状態であり、船体に他船と衝突した痕跡は認められなかった。</p> <p>本件船長は、ふだん、底建網漁を行う際は2人で出航していたが、はえ網の清掃作業には1人で出航していた。</p> <p>本件船長は、発見された際、ポロシャツ、ズボン、上下のゴム合羽、ゴム手袋、ゴム長靴及び固型式救命胴衣を着用しており、ポロシャツのポケットには携帯電話が入っていた。</p> <p>本件船長の家族は、本件船長には、持病等もなく体調が良好であり、本事故当日もふだんと変わった様子はないと思っ</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本件船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、本件船長が1人で乗り組み、13時00分ごろ石持漁港北東方沖の漁場で底建網のはえ網の清掃作業を行っているところを目撃された後、17時00分ごろ本船が無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、本件船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、底建網のアンカーロープに結び付けられていた浮子ロープに右足が絡んだ状態で発見されたことから、底建網のはえ網の清掃作業中に落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本件船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が石持漁港北東方沖の漁場において、底建網のはえ網の清掃作業中、本件船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する索具類の整理整頓に心掛けること。 ・環状に束ねたロープ類の中に足を入れないこと。

付図1 事故発生場所概略図

